

## 令和3年第7回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月27日(火) 開会 午前 9時48分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 吉川光彦 4番 久保田勝

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

なし

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第7回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番、吉川光彦委員、4番、久保田勝委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と、当事者受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

### ○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇。3筆。合計面積、3,184平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自204アール。

21日に、耕作状況などを確認してきました。また、豊泉推進委員とはその後、電話で話をしました。申請地は、〇〇の〇〇の少し南側の〇〇〇〇〇の南で、北側には籾が入り込んでいますが、設定後削る予定になります。また、北のほうは斜面になっていますが、

そこには果樹を植える予定となっております。

〇〇〇〇さん（〇〇歳）は、就農して13年目です。無農薬での農業に取り組み、都内の無農薬での販売所への出荷、インターネット販売等をされ、選別、出荷は〇〇も手伝っています。農地の取得は今回が初めてですが、多くの土地を借り受け、200アール以上耕作されています。農機具は、普通トラック1台、軽トラック2台、トラクター、耕運機を所有して、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

豊泉です。

今、久保田さんが説明しましたとおり、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。久保田委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は236アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。

申請地の耕作状況は、現在肥培管理されている畑ではありますが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番と3番は関連がございますので、一括審議させていただきます。ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番と3番を一括議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。2番並びに3番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

2番、譲受人、○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○。4筆。合計面積、1,824平方メートル。申請理由、受人は授産活動の一環である農作業を行うための農地を新たに取得すべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自287アール。

続きまして、3番、譲受人、○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○。2筆。合計面積、977平方メートル。申請理由、受人は授産活動の一環である農作業を行うための農地を新たに取得すべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自287アール。

21日に、耕作状況などを確認してきました。申請地の○○の畑は、○○○○○○○○○○の西側、西隣で梅林で、○○○○の畑は○○○○○○○○○○の東側で、ハウスが1棟あり、あとは作付されていませんでした。○○○○○○は、○○を運営され、授産活動の一環で農業を行っています。収穫した野菜は、直売所で販売、給食での利用をしています。農

機具等は、トラクター2台、耕運機5台、普通トラック、軽トラック、動噴、送迎用の車も所有し、〇〇の畑は、梅、柿、〇〇〇〇の畑は里芋、大根、ハウスではトマトを作付する予定とのことでした。特に問題はないかと思われませんが、よろしく審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま久保田委員が説明したとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

久保田委員が申し上げましたとおり、何ら問題ないかと思われま。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番及び3番については、〇〇〇〇〇〇が授産活動の一環である農作業を行うための農地を取得するための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。通常、農地所有適格法人以

外の法人による農地取得は、農地法第3条第2項の不許可事項に該当するため、農地法第3条第1項の許可をすることはできません。しかしながら、〇〇〇〇〇〇が申請地を含めた所有農地の全てを耕作すると認められる場合であって、当該法人の業務の運営上申請地が必要であり、耕作の用に供すると認められる場合には、農地法第3条第2項の不許可の例外となります。

久保田委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。2番、3番の申請地は、現在肥培管理等をされている農地ですが、許可後は野菜畑とする計画であり、周辺農地への影響もないと思われることから、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。議案第2号、1番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略いたします。

1番、〇〇〇。2筆。合計面積、0.5528平米。申請理由、申請人は、以前、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした農地転用許可を得たが、設置箇所や設置枚数に変更が生じたため申請する。摘要、営農型太陽光発電施設（太陽光パネル396枚）、（1,569.96平米）、（一時転用）。

7月22日木曜日に、担当の推進委員、中村さんと現地に行き、〇〇〇さんよりお話を聞きました。場所は案内図のとおり、〇〇〇〇〇の北側にあります。現地は〇〇〇〇〇の山林に近く、東側道路付近に平坦な場所を有し、申請地西端より〇〇に向かい、下り勾配になっています。前回の申請は〇〇寄りとなっており、施工と違ったための訂正です。申請当初のものでは、太陽光パネル設置高さが6メートルとなるため、強度、それから費用面での課題があり、できるだけ平坦な圃場東側に移動して、高さ3.5メートルで施工したものです。〇〇さんは現在、営農型発電設備下、約4反のうち1反で里芋を生産していますが、今後残りの3反歩でも作物を生産し、土地の有効活用を考えているとのことでした。このほか8反、茶、生葉の生産をされています。

圃場は〇〇近くで、里芋の生産では井戸より脱水ポンプでくみ上げ、噴霧散水でのかん水を行っています。トラクター、堀上機、乗用茶刈り機、動噴等、生産に必要な農機具は全てそろっております。よろしくご審議をくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの発言のとおりで、特に問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明を願います。



## ○事務局

ただいまの議案第2号の1番については、農地法第4条の規定による許可後の計画変更による申請でございます。

当初、申請人は、申請地へ営農型太陽光発電施設を設置する目的で、平成31年1月28日に農地法第4条の一時転用許可を得ましたが、設置箇所や太陽光パネル設置の設置枚数に変更が生じたため、本案件による変更申請となりましたものでございます。農業委員会での審議後、県の承認を得て計画変更するものでございます。

変更内容は、申請地の地形は西側ほど低くなっておりまして、当初計画どおり設置しますと支柱の強度上の問題が生じるため、東側にずらして設置することによる変更及びそれに伴うパネル枚数の減が主なものでございます。

議案書に記載してあります転用面積0.5528平方メートルは、これら支柱のくい121本分と電柱2本分が占める面積でございます。摘要欄にございます1,569.96平米は、これら支柱で囲まれた範囲の面積でございます。

続きまして、申請地の耕作状況は、現在は里芋が作付された畑でございますが、計画変更後も里芋を栽培する計画でございます。県からは、本計画変更による申請内容で支障ないとの判断が出ているものでございます。

次に、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いについて確認したところ、建築物に該当しない場合は不要とのことでございます。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「農地法第4条第6項第1号のただし書及び同法施行令第4条第1項第2号に規定してあります申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に合致しております。

また、一般基準についてもあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については設置費等を〇〇〇〇で賄う計画となっておりますが、設置工事も既に完了し、工事費等も支払

い済みで、領収書も添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

はい。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

ここの許可内容、あと摘要のところに括弧書きで一時転用と書いてあるのですが、この一時転用という期間としての決まりというのはあるのかどうかお尋ねします。

○事務局

事務局の河西が説明いたします。

営農型太陽光発電につきましては、期間が、一時転用につきましては設置者によって10年、5年、3年とございますが、今回申請者の〇〇さんにつきましては3年となっております。平成31年に第4条の一時転用を得ていますので、3年ごとの令和4年の1月が期限になりますが、そうすると11月、12月に再度3年の継続の一時転用の継続となっております。

そちらの今回の申請につきましては、当初県の方と調整した際に、計画変更の手続は要らないというお話だったのですが、県の方でやはりちょっと筆数が異なるなどの理由がございましたので、計画変更申請の手続をしていただきたいということで、今回の申請となっております。一時転用につきましては、何か月か後にまた申請の予定で、3年間の申請という形で予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

ちょっとその転用、3年後にまた申請すれば、一時転用として続けられると。

○事務局

そうです。内容に支障がなければ、引き続き継続認められるような形の内容になっております。

○議長

よろしいですか。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

はい。

○議長

ほかにございませつか。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

今、3年ということて、吉野さんから現在里芋なのですけれども、さっき私の内容でも説明したように、大体4つに区切ってやっているのですけれども、里芋だけでずっと出してしまっているて、3か所は空きを設けて輪作を考てなくとはいけないて、今後更新のタイミングのときに別の作物も作るという申請が出てくると思います。

以上です。

○議長

ほかにございませつか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、計画変更・承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）





このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第3号、2番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、6筆。合計面積、7,258平方メートル。申請理由、受人が進める〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇に基づき、支店の統合による〇〇〇〇〇〇の建築、並びに地元農産物の販路拡大のための農産物直売所を新たに建築すべく申請する。摘要、事務所（585.75平方メートル）、農産物直売所（308.30平方メートル）、駐輪場・ごみ置場・外トイレ（57.72平方メートル）。

提出された理由書につきまして、一部抜粋した形でご説明申し上げます。

理由書。今回の計画では、〇〇事務所と農産物直売所を複合設置することで、消費者の信頼に応え、安心安全な農産物を持続的、安定的に供給できる地域農業の振興と農業者の所得増大を支えるために、農業生産コスト低減などの生産者支援や、担い手農家の育成などの営



藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま平塚委員が申されたとおり、何ら問題ないかと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

ただいまの議案第3号の2番については、〇〇事務所、農産物直売所の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、市へ計画の再考を求めるとともに、審議の際に出た意見に対する回答を求めました。市からの回答について、翌月6月の農業委員会において協議を行いました。農業委員会の意見に変わりはありませんでしたが、その後、令和2年1月2日付で農用地区域から除外をされております。

次に、都市計画法に関しては、〇〇〇〇〇は同法第34条第1号の主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のために必要な物品の販売、加工もしくは修理その他の業務を営む店舗、事業所その他これらに類する建築物に合致し、また農産物直売所は同法第34条第4号、市街化調整区域内において生産される農林水産物の処理、貯蔵、加工施設に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については土地取得費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準



についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員1番（友野秀一君）

ちょっとよろしいですか。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員1番（友野秀一君）

この〇〇の〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇というのは、これを拝見するということができるのでしょうか。

○事務局

事務局の方で、提出があったものがこちらの理由書になりますので、理由書の中でその計画というのが出てきている状況ですので、この計画の方については事務局の方でも把握はしていない状況でございます。

以上でございます。

○農業委員1番（友野秀一君）

ということは、委員会としても個人的にも、この〇〇の言う〇〇〇〇及び〇〇〇〇というのは具体的にどんなものが盛り込まれているかというのは、〇〇側に申し出ないと拝見することは不可能なのですか。

○事務局

私どもの方で、こちらの〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇の基本方針に基づきとか、そういうどこどこを統合するということは、説明会を開いたとか、そういったことは理由書の中で記載してございますが、具体的に例えばここを再編するのを検討とか、そういうものが書いてあるものというのは、ちょっと……

○農業委員1番（友野秀一君）

見ていないのだ。



こちらの、上の方にある道路が、〇〇の駅から〇〇〇〇まで出るところの、ちょっとその角に〇〇〇〇〇〇〇とかあるところの交差点なのですが、一応そこはちょっと右折のレーンがあるものですから、17メートルぐらいありまして、そこから間口が8メートルと12メートル取ってある状況でございます。そこから出入りで、ほかは一応出入りはしないというふうには聞いております。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ああ、なるほど。では、事務所棟もそこからの出入り。

○事務局

そうですね、はい。こちらのほうに、ちょうど図面の中ほどのところにちょっと小さくて分からないのですが、外トイレと書いてあるのですが、そこも一応ブロックとかをやるような計画ですので、出るようなことがちょっとできないものですから、やはりこちらのほうから出入りをさせていただきたくないような状況でございます。

以上でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

道路の性質上、中央分離帯みたいなものというのは設ける必要もあるのだけれども、何だこれ、真ん中の斜線が引いてあるところ。

○事務局

内側の、ちょうど右折が、ちょうど斜線がここで右折レーンと直進と左折ので分かれる関係で、ゼブラゾーンというのですか、そちらの絵なのですが、こちらについては、左折で出るとしたら、やっぱりこっちの上側の12メートルでしか多分……ああ、右折です。右折で出る場合は、〇〇・〇〇〇方面に行くにはそういう形しかないと思われまして。こちらの手前の8メートルからちょっと出るのは難しいかなと思います。

以上でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

1回ぐるっと回る形。

○事務局

そうですね。中で12メートルの間口のほうから出ていかれたほうがよろしいかと思えますので。特に分離帯とかはないのですが、ただちょうどここで右折レーンとすぐ分かれているところに入るといのがなかなか、車が恐らく交差点ですのでたまっている

と思いますので。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

何でそんなことを聞いたかという、このところの案内図のちょうど左側に道路がありますよね。そのところを何かセットバックして広くしているみたいだから、ああ、事務所棟にはそっちのほうから行くのかなと思って、それで聞いてみました。

○事務局

こちらは、この 17メートルの幅員のある道路が、通る場合は旧道というか、道があったものですから、その別の道路があるのです。ですので、ちょっとそちらのほうからは出入りは取らないというふうな形を取っております。

以上でございます。

○議長

一番左のところは、これは既存のまま、今も茶畑なのですか。

○事務局

今は茶畑ですね。茶畑というか、緑地として残すものですから、ちょっと茶畑をそのまま……ああ、既存のと書いてあるから、そうですね、茶畑として残すのかもしれないです。ちょっと色がどうなっているのか。恐らく図面で向かって左側のこちらについては、一応茶畑と書いてありますので、もしかすると残すのかもしれないですけども、この辺は緑地ということで。

以上でございます。

○議長

ほかに何かございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長

賛成多数でございます。

本件は、3,000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相

当として埼玉県農業会議への意見照会後、県に進達いたします。

続きまして、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当、7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第4号、1番について説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、相続人、〇〇〇〇〇。筆数、5筆。合計面積、6,953平米。

7月22日に山畑推進委員と一緒に、また堀井推進委員、豊泉推進委員とは別々に現地確認を行いました。〇〇さんからは、話を伺ってきました。

耕作状況ですけれども、お茶を作付しています。〇〇〇〇で耕作しており、農機具の状況は乗用茶刈り機を含め、全部そろっています。特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑でございます。

ただいま増田委員が説明したとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

増田委員の申し上げたとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願い  
します。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

推進委員の豊泉です。

増田委員のご説明のとおり問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、  
適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出は3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転  
用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については9件、  
それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第  
5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替え  
ます。

閉会 午前10時40分